

茨城県報

第 7 5 9 5 号

昭和62年10月15日

木 曜 日

目 次

規 則

(公安委員会)

- | | |
|--|----------|
| ●派出所，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則
の一部を改正する規則…………… | ページ
1 |
|--|----------|

告 示

- 国民健康保険療養取扱機関の申出の受理 (医療福祉課) …………… 4
- 新規土地改良事業の審査 (3件) (農地管理課) …………… 5
- 新規土地改良事業の認可 (“) …………… 5
- 土地改良法に基づく換地処分 (“) …………… 5
- 道路の区域変更 (5件) (道路維持課) …………… 7
- 土地改良区役員の就退任 (2件) (土地改良事務所) …………… 9

(公安委員会)

- 緊急自動車の指定及び取消し……………12

(選挙管理委員会)

- 直接請求の場合における連署を要するべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数……………13
- 昭和62年茨城県選挙管理委員会第10回定例会の招集……………15

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示……………15

公 告

- 大規模小売店舗の廃止 (商業振興課) …………… 16
- 昭和62年産大豆集荷業者の登録所の設置場所 (流通園芸課) …………… 16
- 開発行為の工事完了 (4件) (建築指導課) …………… 17
- 道路位置の指定 (4件) (“) …………… 19

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第8号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和62年10月15日

茨城県公安委員会委員長 菊 池 信 弘

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 (2) 警察官駐在所名称、位置、所管区の部麻生警察署の項中

延方警察 官駐在所	潮来町宮 前一丁目	潮来町延方（新宮、東区、洲崎、下田、西区、古高、小泉）、前川、宮前一、二丁目	を
--------------	--------------	--	---

延方警察 官駐在所	潮来町宮 前一丁目	潮来町延方（新宮、東区、洲崎、下田、西区）、前川、宮前一、二丁目	に
--------------	--------------	----------------------------------	---

改める。

同表同部筑波学園警察署の項中

上郷警察 官駐在所	豊里町大 字上郷	豊里町上郷、今鹿島（稲荷前、新田、椿本）、手子生、田倉、上里、木俣、野畑	を
--------------	-------------	--------------------------------------	---

上郷警察 官駐在所	豊里町大 字上郷	豊里町上郷、今鹿島（稲荷前、新田、椿本）、手子生、田倉、上里、木俣、野畑、緑ヶ原一、二、三、四丁目	に
--------------	-------------	---	---

改める。

同表同部真壁警察署の項中

海老ヶ島警察官駐在所	明野町大字 海老ヶ島	明野町中根，山王堂，海老ヶ島，松原（篠之内，石倉，三谷を除く。），田宿，倉持，有田
------------	---------------	---

を

海老ヶ島警察官駐在所	明野町大字 海老ヶ島	明野町中根，山王堂，海老ヶ島，松原（篠之内，石倉，三谷を除く。），倉持
------------	---------------	-------------------------------------

に，

宮後警察官駐在所	明野町大字 宮後	明野町宮山，押尾，宮後，上西郷谷，猫島，真壁町源法寺，下谷貝，細芝
----------	-------------	-----------------------------------

を

宮後警察官駐在所	明野町大字 宮後	明野町宮山，押尾，宮後，上西郷谷，猫島，有田，田宿
----------	-------------	---------------------------

に，

大国玉警察官駐在所	大和村大字 大国玉	大和村金敷，高森，大国玉，高久，青木，真壁町上谷貝，東矢貝，大塚新田
-----------	--------------	------------------------------------

を

大国玉警察官駐在所	大和村大字 大国玉	大和村金敷，高森，大国玉，高久，青木
-----------	--------------	--------------------

に

改める。

同表 (3) 警察署所在地名称，所管区の部中

真壁警察署所在地	真壁町桜井，新宿，仲町，高上町，下宿田，伊佐々，大和町，上宿，河原町，古城，山尾，飯塚，亀熊，塙世
----------	---

を

真壁警察署所在地	真壁町桜井，新宿，仲町，高上町，下宿田，伊佐々，大和町，上宿，河原町，古城，山尾，飯塚，亀熊，塙世，下谷貝，細芝，源法寺，上谷貝，東矢貝，大塚新田
----------	---

に

改める。

同表 (4) 警察官幹部派出所所在地名称及び所管区の部麻生警察署潮来警察官幹部派出所所在地

の項中

麻生警察署潮来警察官幹部派出所所在地	潮来町潮来, 大洲, 延方 (曲松, 須賀, 徳島, 福島, 米島), 辻, 日の出一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, あやめ一, 二丁目, 大塚野一, 二丁目	を
--------------------	--	---

麻生警察署潮来警察官幹部派出所所在地	潮来町潮来, 大洲, 延方 (曲松, 須賀, 徳島, 福島, 米島, 古高, 小泉, 大山団地), 辻, 日の出一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, あやめ一, 二丁目, 大塚野一, 二丁目	に
--------------------	--	---

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1382号

次の者からの国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地
0610071	62. 8. 4	日立化成工業(株)下館クリニック	横山亮次	下館市大字小川1500
3120805	62. 10. 1	三浦胃腸科外科医院	三浦寿雄	東茨城郡茨城町字田島1765
3120813	〃	清水医院	清水哲	〃 大洗町磯浜126
3920527	〃	筑波病院	海津紀生	新治郡桜村大字大角豆1761
0231114	〃	平和歯科クリニック	西田篤郎	日立市平和町1-1-6
0330874	〃	福田デンタルクリニック	福田君枝	土浦市神立町642-9

0330882	62.10.1	ファミリー歯科	渡 辺 晃 子	土浦市荒川沖798-1 サンパル長崎屋3F
1330485	〃	イトウ歯科	伊 藤 彰 浩	勝田市足崎1474-283
3330525	〃	市野澤歯科医院	市野澤 宏 志	那阿郡大宮町上村田374-1
3830706	〃	木下歯科医科	木 下 正 幸	稲敷郡阿見町大字荒川沖 字鶉野1685-11
1440191	〃	大 高 薬 局	大 高 諒	高萩市大和町2-98

茨城県告示第1383号

東茨城郡常北町大字上青山 236 番地介川隆平ほか 5 名から昭和62年 7 月20日付けで認可申請のあった青山地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 95 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- 青山地区土地改良事業共同施行規約の写し
- 青山地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和62年10月16日から昭和62年11月 6 日まで

3 縦 覧 の 場 所 常北町役場

茨城県告示第1384号

東茨城郡常北町大字小坂1135番地永山高男ほか13名から昭和62年 7 月20日付けで認可申請のあった小坂上地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 95 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- 小坂上地区土地改良事業共同施行規約の写し
- 小坂上地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和62年10月16日から昭和62年11月 6 日まで

3 縦覧の場所 常北町役場

茨城県告示第1385号

北茨城市華川町車 313 番地荒川要ほか25名から昭和62年 8 月24日付けで認可申請のあった藤縄地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

藤縄地区土地改良事業共同施行規約の写し

藤縄地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和62年10月16日から昭和62年11月 6 日まで

3 縦覧の場所 北茨城市役所

茨城県告示第1386号

昭和62年 6 月 8 日付けで村田村外三ヶ村土地改良区から認可申請のあった船島地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和62年10月 7 日認可した。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1387号

昭和62年 9 月14日付け農管指令第 270 号をもって認可した大国玉西部地区の換地計画については換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1388号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江戸崎下総線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡河内村大字平川 字七の割1691番地から	旧	メートル 最大 9.2	メートル 96.8	
		最小 5.7		
稲敷郡河内村大字平川 字七の割1672番地先まで	新	最大 9.2 最小 5.7	96.8	迂回路の設置
		最大 8.2 最小 6.0		

茨城県告示第1389号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字野殿字野殿153番地先	旧	メートル 最大 15.6	メートル 37.0	
		最小 11.5		
	新	最大 19.1 最小 14.0	37.0	

茨城県告示第1390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大洋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡出島村大字岩坪 字前畑619番地から	旧	メートル	メートル	
		最大 22.0 最小 2.0	4,157.0	
新治郡玉造町字下宿 4474番地先まで	旧	最大 82.2 最小 6.1	6,108.0	
		新	最大 22.0 最小 2.0	
新治郡玉造町大字浜字西 577番地先から	新	最大 82.2 最小 6.1	6,108.0	
新治郡出島村大字岩坪 字前畑619番地から		最大 82.2 最小 6.1	6,108.0	
新治郡玉造町字下宿甲 4474番地先まで	新	最大 82.2 最小 6.1	6,108.0	

茨城県告示第1391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立いわき線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字秋山字和野後 3041番2地先から	旧	メートル 最大 12.7 最小 5.5	メートル 965.0	
		最大 70.0 最小 11.0	610.0	
高萩市大字上手綱字カツロウ 1321番3地先まで	新	最大 70.0 最小 11.0	610.0	高萩市へ移管のため

茨城県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和62年10月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒川沖阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大字荒川沖字鷄野 958-290番地から	旧	メートル 最大 50.2 最小 7.5	メートル 2,586.6	
		最大 53.3 最小 20.0	2,586.6	
稲敷郡阿見町大字阿見字十力入 4526-3番地まで	新	最大 53.3 最小 20.0	2,586.6	都市計画街路事業による現道拡巾

茨城県告示第1393号

笠間市石井717に事務所を置く大池田土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年10月15日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市福田805	理 事	大 津 善 一	
〃 〃 808	〃	川 崎 勇	
〃 大橋1881	〃	友 部 元 夫	
〃 〃 1848	〃	五味田 甚工門	
〃 〃 2012	〃	高 安 輝 夫	
〃 〃 1461	〃	加 藤 晴 壽	
〃 〃 1473	〃	友 部 喜久雄	
〃 〃 921	〃	森 力	
〃 〃 951	〃	森 一 和	
〃 〃 433-1	〃	割 貝 徳 治	
〃 〃 353	〃	石 井 今朝雄	
〃 〃 66	〃	笹 島 寅	
〃 福田801	監 事	片 田 利 治	
〃 大橋1853	〃	五味田 享	
〃 〃 284	〃	石 井 義 昭	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市福田805	理 事	大 津 善 一	
〃 〃 808	〃	川 崎 勇	
〃 大橋1881	〃	友 部 元 夫	
〃 〃 1848	〃	五味田 甚工門	
〃 〃 2012	〃	高 安 輝 夫	
〃 〃 1461	〃	加 藤 晴 壽	
〃 〃 1473	〃	友 部 喜久雄	
〃 〃 921	〃	森 力	
〃 〃 951	〃	森 一 和	
〃 〃 433-1	〃	割 貝 徳 治	
〃 〃 353	〃	石 井 今朝雄	
〃 〃 66	〃	笹 島 寅	
〃 福田801	監 事	片 田 利 治	
〃 大橋1853	〃	五味田 享	
〃 〃 284	〃	石 井 義 昭	

茨城県告示第1394号

鹿島郡大野村大字津賀1919番地の1に事務所を置く武井志崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年10月15日

茨城県銚田土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大野村大字志崎544	理 事	和 泉 榮 一	
〃 〃 大字武井1597	〃	大 槻 佐 善	
〃 〃 大字志崎544の1	〃	出 頭 瑞 男	
〃 〃 〃 806	〃	出 頭 秀 雄	
〃 〃 大字武井938	〃	大 槻 源 重	
〃 〃 〃 1503の1	〃	大 槻重郎兵衛	
〃 〃 大字津賀1615の11	〃	中 川 芳次郎	
〃 〃 大字浜津賀906	〃	岸 田 由 藏	
〃 〃 大字武井釜438の2	〃	小野瀬 四 郎	
〃 〃 〃 494	〃	東 峰 静 雄	
〃 〃 〃 827	〃	山 崎 宣 男	
〃 〃 大字大小志崎723	〃	日向寺 久 夫	
〃 〃 〃 368	〃	小 倉 吉 春	
〃 〃 大字志崎280	〃	出 頭 辰	
〃 〃 大字大小志崎623	〃	日向寺 彌 作	
〃 〃 〃 720	〃	絹 張 弥太郎	
〃 大洋村大字上幡木904の1	〃	菅 谷 義 郎	
〃 大野村大字志崎179の3	監 事	矢 城 留 治	
〃 〃 大字武井1649	〃	吉 川 則 衛	
〃 〃 〃 1315の1	〃	鈴 木 徳 三	
〃 〃 〃 2014の1	〃	小野瀬 芳 衛	
〃 大洋村大字飯島15	〃	勢 子 幸 男	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大野村大字志崎544	理 事	和 泉 榮 一	
〃 〃 〃 1023	〃	沼 田 藤 也	

鹿島郡大野村大字志崎276の1	理 事	出 津 一 男
〃 〃 〃 554の1	〃	出 頭 瑞 男
〃 〃 大字武井1575	〃	大 槻 嘉 明
〃 〃 〃 1327	〃	大 槻 昇
〃 〃 〃 1610	〃	野 口 英
〃 〃 大字津賀1595の1	〃	村 田 博
〃 〃 大字大小志崎631の3	〃	日向寺 多 一
〃 〃 〃 720	〃	絹 張 弥太郎
〃 〃 大字志崎70の1	〃	日向寺 東 一
〃 〃 大字武井釜446の3	〃	飯 島 志 一
〃 〃 〃 438の2	〃	小野瀬 四 郎
〃 〃 〃 496	〃	齊 藤 正 行
〃 〃 大字武井2093の3	〃	鈴 木 義 也
〃 〃 大字浜津賀272	〃	岸 田 長 市
〃 大洋村大字上幡木679	〃	取 次 永 三
〃 大野村大字志崎419	監 事	出 津 雅 吉
〃 〃 大字武井1315の3	〃	鈴 木 徳 三
〃 〃 大字武井1066	〃	鈴 木 健 三
〃 〃 大字武井釜791の4	〃	松 本 末 吉
〃 大洋村大字飯島15	〃	勢 子 幸 男

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第36号

道路交通法施行令 (昭和35年政令第 270 号) 第13条第 1 項の規定により緊急自動車の指定及び取消しを行ったので公示する。

昭和62年10月15日

茨城県公安委員会委員長 菊 池 信 弘

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者・使用者氏名
2048	水戸88せ 2819	ト ヨ タ 62年式	道路応急作業用	建設省常陸工事事務所
2049	〃 2820	〃	〃	〃
2050	〃 2859	日 産 62年式	公 益 応 急 用 (ガス事業)	勝田ガス事業協同組合

2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	使用者名称	告年 月 示日	告示番号	理由
1028	水戸88せ 67	日産・53年式	道路 応 急 用 作 業	建設省常陸所 工事事務	53.8.14	30	廃車
1284	〃 793	〃	〃	〃	55.10.20	38	〃

3 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者使用者・氏名
2048	水戸88せ 2819	トヨタ 62年式	道路維持作業用	建設省常陸工事事務所
2049	〃 2820	〃	〃	〃

4 道路維持作業用自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	使用者名称	告年 月 示日	告示番号	理由
1028	水戸88せ 67	日産 53年式	道路 維 持 用 作 業	建設省常陸所 工事事務	53.8.14	30	廃車
1284	〃 793	〃	〃	〃	55.10.20	38	〃

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要するべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

昭和62年10月15日

茨城県選挙管理委員会委員長 八木下 繁 一

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 39,219人
- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 39,219人
- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 653,640人
- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
水戸市選挙区 54,292人

日 立 市選挙区	51,600人
土 浦 市選挙区	28,439人
古 河 市選挙区	13,864人
石 岡 市選挙区	11,820人
下 館 市選挙区	15,189人
結 城 市選挙区	12,265人
竜ヶ崎 市選挙区	11,922人
那珂湊 市選挙区	8,150人
下 妻 市選挙区	7,810人
水海道 市選挙区	10,079人
常陸太田 市選挙区	9,217人
勝 田 市選挙区	24,032人
高 萩 市選挙区	8,288人
北茨城 市選挙区	12,536人
笠 間 市選挙区	7,702人
取 手 市選挙区	17,729人
岩 井 市選挙区	10,075人
牛 久 市選挙区	12,094人
東茨城郡南部選挙区	29,261人
東茨城郡北部選挙区	6,531人
西茨城 郡選挙区	16,215人
那 珂 郡選挙区	30,228人
久 慈 郡選挙区	13,203人
鹿 島 郡選挙区	42,330人
行 方 郡選挙区	18,198人
稲 敷 郡選挙区	31,571人
新 治 郡選挙区	30,409人
筑 波 郡選挙区	30,334人
真 壁 郡選挙区	19,414人
結 城 郡選挙区	13,066人
猿 島 郡選挙区	28,557人
北相馬 郡選挙区	17,233人

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の
総数の3分の1の数 653,640人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事，出納長，県選挙管理委員，県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

653,640人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

653,640人

~~~~~

**茨城県選挙管理委員会告示第53号**

昭和62年茨城県選挙管理委員会第10回定例会を次のとおり招集する。

昭和62年10月15日

茨城県選挙管理委員会委員長 八 木 下 繁 一

1 日 時

昭和62年10月20日 (火)

午前10時30分

2 場 所

茨城県水戸市三の丸

茨城県庁

3 議 題

(1) 政治団体の設立届出，解散届出等の状況について

(2) 市町村選挙結果について

(3) その他

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第32号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により，次のとおり公示しますから，意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に，「（1）氏名又は名称及び住所（2）事業者にあつては，その事業の種類（3）略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）（4）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

昭和62年10月15日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 草 野 真 男

- 1 届出者の氏名又は名称
有限会社 ふたば化粧品店
- 2 届出者の住所
水戸市本町3丁目3番3号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミストアー水戸下市店
水戸市元吉田町字御手洗尻3030番地
- 4 現在の店舗面積
5㎡
- 5 増加しようとする店舗面積
9㎡
- 6 増加部分の開店日
昭和63年3月1日

公 告

●大規模小売店舗の廃止

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社 セイブ
- 2 建物の名称及び所在地
株式会社 セイブ平須店
水戸市平須町1820番地

●昭和62年産大豆集荷業者の登録所の設置場所

茨城県大豆なたね交付金暫定措置法施行細則（昭和37年茨城県規則第11号）第3条第2項の規定に基づき、昭和62年産大豆集荷業者の登録所を次のとおり設置した。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県大豆集荷業者の登録所

茨城県農林水産部流通園芸課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、

茨城県南地方総合事務所及び茨城県西地方総合事務所

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町押切字沼1588番の一部、1593番の一部、1593番1の一部、1594番1の一部、1594番2の一部、1597番の一部、1601番1の一部、1603番の一部、1604番1の一部、1605番1の一部、1605番2の一部、1609番の一部、1617番1の一部、1618番1の一部、1622番の一部、1623番1の一部、1623番2の一部、1626番の一部、1628番1の一部、1629番の一部、1629番1の一部、1630番1の一部、1630番2の一部、1636番、1637番の一部、1639番の一部、1647番1の一部、1648番1の一部、1650番の一部、

北相馬郡藤代町宮和田字飯沼2805番1の一部、2822番の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

弘済建物株式会社

代表取締役 川野 政史

東京都文京区本郷3丁目33番5号

日本信販株式会社

代表取締役 山田 洋二

東京都中央区銀座8丁目21番1号

株式会社竹中工務店東京本店

取締役本店長 小早川 洋太郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域

鹿島郡神栖町知手中央3丁目3409番204、同番205、同番237

2 事業主の住所及び氏名

東京都江東区木場2丁目19番14号

東起業株式会社

代表取締役 布戸 哲太

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第1工区)

那珂湊市部田野字猪2992番の9, 2991番の2, 同番の8の一部

- 2 事業主の住所及び氏名

勝田市東大島1丁目25番の5

有限会社 三木電機工業所

代表取締役 佐藤 清

~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市中郷町足洗字富士愛宕350番21, 中郷町栗野字塩除1294番2, 1294番4, 1293番16, 1293番17

- 2 事業主の住所及び氏名

水戸市見川2-8-3

緑川 一子

~~~~~

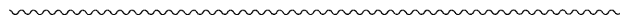
●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和62年10月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第514号	62. 9 .28	飯島得三郎	鹿島郡大野村大 字武井釜822-5	鹿島郡大野村大字角折 字信1350- 5	メートル 4.20	メートル 35.00
〃 第515号	〃	株ミツワ産業 代表取締役 日向寺 守	鹿島郡大野村 大字大小志崎 789- 3	鹿島郡大野村大字志崎 字北割原114- 2	6.20	68.30
竜土木指令 第996号	62.10. 5	広瀬 善一	北相馬郡守谷町 甲618	北相馬郡守谷町守谷 字内畑甲553~17	4.10	26.97
境土木指令 第814号	62.10. 7	山陽住宅株 式会社 代表取締役 川 戸 伍	東京都杉並区高 円寺南 4 丁目26 番19-305号	猿島郡三和町大字諸川 字平水添904- 2, 5	4.25	34.49



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は線下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)